

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成23年10月21日
<b>【発行者名】</b>	みずほ投信投資顧問株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 田 中 慎 一 郎
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区三田三丁目 5 番27号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	商品管理部長 三 木 谷 正 直 連絡場所 東京都港区三田三丁目 5 番27号
<b>【電話番号】</b>	03-5232-7700
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	みずほ豪ドル債券ファンド
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】</b>	上限5,000億円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年1月20日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年7月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、収益分配金に関する留意事項の記載追加等に伴ない、訂正すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

## 2 【訂正の内容】

### 第一部 【証券情報】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

#### (5) 申込手数料

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成23年7月20日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(5%、以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

～ (略)

< 訂正後 >

#### (5) 申込手数料

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成23年10月21日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(5%、以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

～ (略)

### 第二部 【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

##### 1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### (3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

当ファンドの運営の仕組み

(略)

ファミリーファンド方式の仕組み

(略)

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成23年4月30日現在)

2. 会社の沿革

(略)

## 3. 大株主の状況(平成23年4月30日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシ ティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

&lt;訂正後&gt;

当ファンドの運営の仕組み

(略)

ファミリーファンド方式の仕組み

(略)

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成23年7月31日現在)

2. 会社の沿革

(略)

3. 大株主の状況(平成23年7月31日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシ ティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

## 2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_は訂正部分を示します。

## (1) 投資方針

&lt;訂正前&gt;

基本方針

(略)

運用方法

1. 主要投資対象

(略)

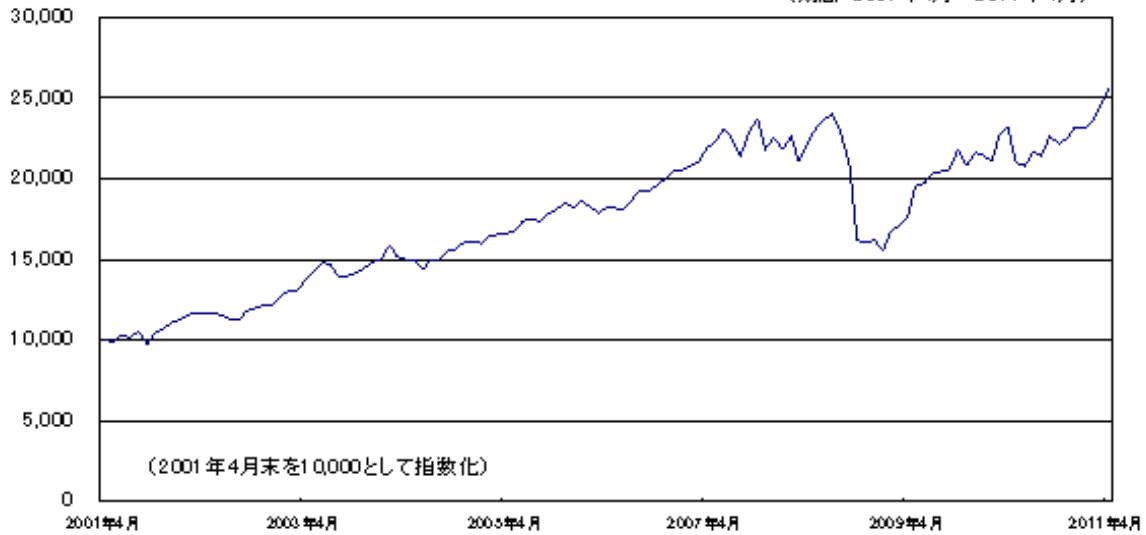
2. 投資態度

a ~ f . (略)

(中略)

ベンチマークの過去の推移について

(期間:2001年4月~2011年4月)



上記グラフは、当ファンドのベンチマーク（月末値）の過去の推移を示したものであり、当ファンドの過去の運用実績を示したものではありません。また、グラフは、当ファンドの将来の運用成果を予想あるいは保証するものではありません。

(出所) UBSインベストメント・バンクおよびWMロイターのデータに基づき、委託会社が作成。

### ファンドの投資プロセス

(略)

<訂正後>

### 基本方針

(略)

### 運用方法

#### 1. 主要投資対象

(略)

#### 2. 投資態度

a ~ f. (略)

(中略)

### ベンチマークの過去の推移について



上記グラフは、当ファンドのベンチマーク（月末値）の過去の推移を示したものであり、当ファンドの過去の運用実績を示したものではありません。また、グラフは、当ファンドの将来の運用成果を予想あるいは保証するものではありません。

（出所）UBSインベストメント・バンクおよびWMロイターのデータに基づき、委託会社が作成。

#### ファンドの投資プロセス

（略）

### (3) 運用体制

< 訂正前 >

#### 意思決定プロセス

（中略）

（参考：AMPキャピタル・インベスターズについて）

- ・ AMPキャピタル・インベスターズは、オーストラリアを代表する総合金融グループであるAMPグループの一員です。
- ・ 2010年12月末現在において、約980億豪ドル(約8.1兆円)の資産を運用するオーストラリアで最大規模の運用会社です。
- ・ オーストラリアの公社債への投資経験は160年以上に及びます。

#### 関係法人に対する管理体制

（略）

< 訂正後 >

#### 意思決定プロセス

（中略）

（参考：AMPキャピタル・インベスターズについて）

- ・ AMPキャピタル・インベスターズは、オーストラリアを代表する総合金融グループであるAMPグループの一員です。
- ・ 2011年6月末現在において、約977億豪ドル(約8.4兆円)の資産を運用するオーストラリアで最大規模の運用会社です。
- ・ オーストラリアの公社債への投資経験は160年以上に及びます。

#### 関係法人に対する管理体制

（略）

### (4) 分配方針

< 訂正前 >

#### 収益分配方針

毎決算期末(原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- 1．分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
- 2．分配金額は、上記の分配対象収益範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 3．売買益(評価益を含みます。))については、原則として毎年5月および11月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
- 4．収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### 収益分配金の支払い

（略）

< 訂正後 >

#### 収益分配方針

毎決算期末(原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、上記の分配対象収益範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
3. 売買益(評価益を含みます。)については、原則として毎年5月および11月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
4. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 収益分配金の支払い

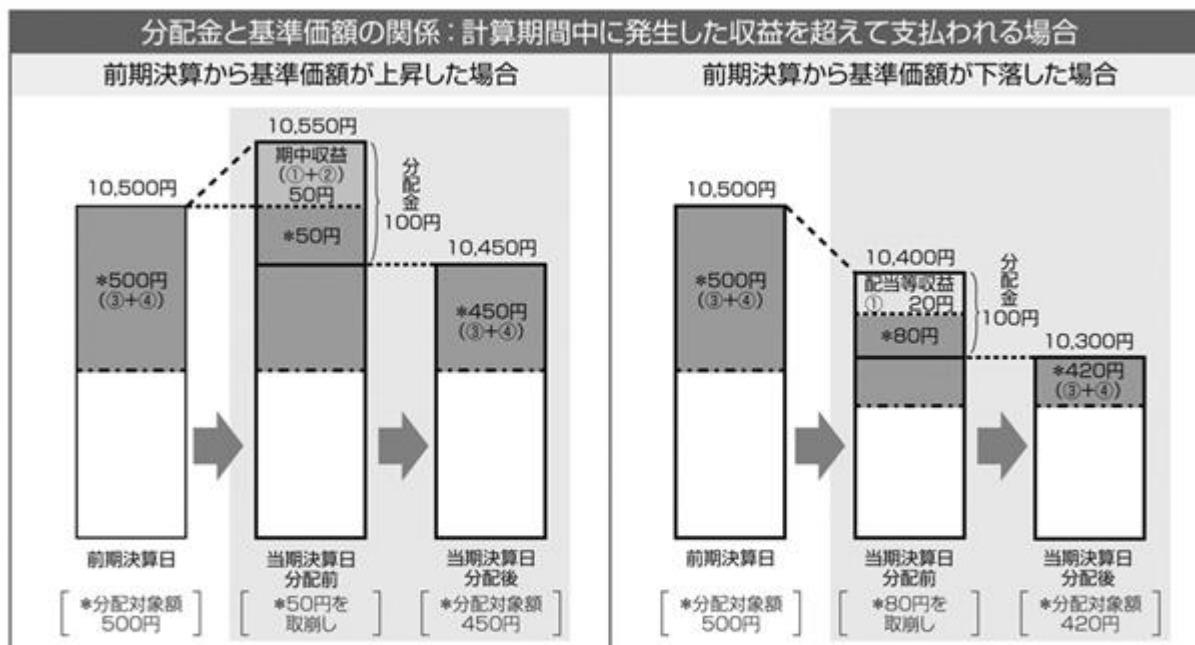
（略）

### [収益分配金に関する留意事項]

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



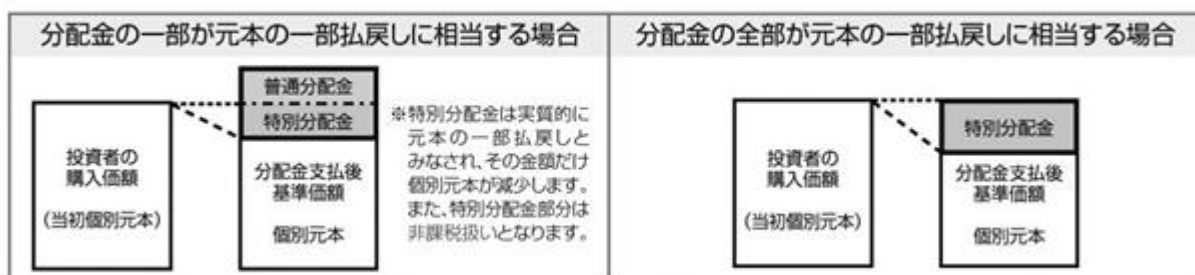
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

### 3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_は訂正部分を示します。

#### (1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

<訂正前>

当ファンドは、主としてMHAM豪ドル債券マザーファンド受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。なお、当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定

されるものではありません。なお、以下のリスクは主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

（中略）

< 収益分配金に関する留意点 >

- ・ 収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合があります。
- ・ 投資家の取得価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

< 訂正後 >

- ・ 当ファンドは、主としてMHAM豪ドル債券マザーファンド受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・ 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資信託は預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

（中略）

< 収益分配金に関する留意点 >

- ・ 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

#### 4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(1) 申込手数料

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成23年7月20日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には、消費税等相当額が課せられます。

～ (略)

< 訂正後 >

(1) 申込手数料



申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成23年10月21日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には、消費税等相当額が課せられます。

～ (略)

<訂正前>

#### (5) 課税上の取扱い

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

##### 1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税(配当控除の適用なし)や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益(解約の価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)が譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は、20%(所得税15%および地方税5%)になります。

一部解約時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託など、以下同じ。)の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

##### 2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%、地方税は課せられません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%(所得税15%、地方税は課せられません。)になります。

収益分配時における課税上の取扱いについて

(略)

個別元本について

(略)

上記の内容は平成23年3月31日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

#### (5) 課税上の取扱い

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

##### 1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税(配当控除の適用なし)や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

平成26年1月1日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

## 2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

平成26年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になります。

収益分配時における課税上の取扱いについて

（略）

個別元本について

（略）

税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

## 5 運用状況

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」については、下記の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

### (1) 投資状況（平成23年7月29日現在）

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券(MHAM豪ドル債券マザーファンド)	日本	228,822,365,455	100.00
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)		14,577,787	0.00
合計(純資産総額)			228,807,787,668	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。(以下同じ。)

(注2) 小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。(以下同じ。)

### (参考) MHAM豪ドル債券マザーファンド

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	オーストラリア	108,638,896,077	26.60
	地方債証券	オーストラリア	73,544,383,680	18.01
	特殊債券	ドイツ	16,370,706,308	4.00
		国際機関	14,036,830,974	3.43
	社債券	オーストラリア	150,225,804,851	36.79

		アメリカ	14,424,452,256	3.53
		オランダ	10,756,938,098	2.63
		イギリス	4,514,345,470	1.10
		フランス	2,721,258,663	0.66
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13,042,242,274	3.19
合計(純資産総額)			408,275,858,651	100.00

## その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物取引(売建)	15,806,377,263	3.87

(注) 債券先物取引の時価の算定方法については、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場により評価しております。

## (2) 投資資産(平成23年7月29日現在)

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	数量(口数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	MHAM豪ドル債券マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	116,966,909,705	1.9498	228,063,249,454	1.9563	228,822,365,455	100.00

[次へ](#)

## （参考）MHAM豪ドル債券マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率 (%)	償還期限	通貨	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 ( )	帳簿価額 金額 ( )	評価額 単価 ( )	評価額 金額 ( )	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	AUSTRALIAN GOVT.	国債証券	オーストラリア	6.50	2013年 5月15日	オーストラリアドル	706,785,000	103.12	728,882,946.00	103.59	732,158,581.50	62,709,382,505	15.35
2	QUEENSLAND	地方債証券	オーストラリア	6.00	2016年 4月21日	オーストラリアドル	241,750,000	100.49	242,939,410.00	103.29	249,705,992.50	21,387,318,257	5.23
3	AUSTRALIAN GOVT.	国債証券	オーストラリア	6.25	2015年 4月15日	オーストラリアドル	218,920,000	104.14	227,999,791.20	105.65	231,288,980.00	19,809,901,137	4.85
4	AUSTRALIAN GOVT.	国債証券	オーストラリア	5.75	2022年 7月15日	オーストラリアドル	205,860,000	100.81	207,544,840.00	106.41	219,055,626.00	18,762,114,366	4.59
5	QUEENSLAND	地方債証券	オーストラリア	6.25	2020年 2月21日	オーストラリアドル	148,200,000	100.33	148,700,916.00	104.36	154,663,002.00	13,246,886,121	3.24
6	WESTERN AUSTRALIA	地方債証券	オーストラリア	7.00	2019年 10月15日	オーストラリアドル	92,000,000	106.27	97,772,080.00	111.06	102,178,880.00	8,751,621,072	2.14
7	ANZ BANK	社債券	オーストラリア	6.75	2014年 11月10日	オーストラリアドル	96,580,000	100.53	97,095,737.20	102.71	99,204,078.60	8,496,829,332	2.08
8	WESTPAC BANKING	社債券	オーストラリア	7.25	2020年 2月11日	オーストラリアドル	94,700,000	98.49	93,272,871.00	101.77	96,379,978.00	8,254,945,115	2.02
9	ANZ BANK	社債券	オーストラリア	6.75	2016年 5月9日	オーストラリアドル	94,198,000	100.41	94,588,955.82	101.46	95,573,290.80	8,185,852,357	2.00
10	KFW	特殊債券	ドイツ	7.50	2011年 8月26日	オーストラリアドル	75,000,000	101.40	76,050,000.00	100.16	75,120,000.00	6,434,028,000	1.57
11	MEDALLION TRUST2011-1 A2	社債券	オーストラリア	6.50	2042年 11月22日	オーストラリアドル	74,000,000	99.37	73,538,240.00	100.27	74,202,760.00	6,355,466,394	1.55
12	COMMONWEALTH BANK	社債券	オーストラリア	7.25	2020年 2月5日	オーストラリアドル	71,900,000	97.99	70,457,686.00	101.91	73,276,166.00	6,276,103,617	1.53
13	BANK OF AMERICA	社債券	アメリカ	6.75	2013年 9月9日	オーストラリアドル	72,100,000	99.04	71,412,166.00	101.04	72,856,329.00	6,240,144,578	1.52
14	SUNCORP-METWAY	社債券	オーストラリア	5.75	2012年 4月15日	オーストラリアドル	72,200,000	100.33	72,438,260.00	100.54	72,595,656.00	6,217,817,936	1.52
15	WESTFIELD RETAIL TRUST	社債券	オーストラリア	7.00	2016年 10月18日	オーストラリアドル	70,000,000	99.79	69,858,600.00	101.20	70,842,800.00	6,067,685,820	1.48
16	AUSTRALIAN GOVT.	国債証券	オーストラリア	6.25	2014年 6月15日	オーストラリアドル	64,800,000	104.01	67,402,632.00	104.89	67,971,960.00	5,821,798,374	1.42
17	ING BANK AUSTRALIA	社債券	オーストラリア	5.75	2015年 3月3日	オーストラリアドル	63,700,000	99.65	63,478,324.00	101.70	64,783,537.00	5,548,709,944	1.35
18	SWAN TRUST 2010-2 A3	社債券	オーストラリア	7.00	2041年 9月25日	オーストラリアドル	60,500,000	100.17	60,602,850.00	102.28	61,884,845.00	5,300,436,974	1.29
19	BANK OF QUEENSLAND	社債券	オーストラリア	5.75	2015年 3月10日	オーストラリアドル	57,300,000	99.24	56,868,531.00	101.53	58,181,847.00	4,983,275,195	1.22
20	MACQUARIE UNIVERSITY	社債券	オーストラリア	6.75	2020年 9月9日	オーストラリアドル	55,500,000	93.18	51,718,785.00	96.02	53,292,210.00	4,564,477,786	1.11

21	NEW SOUTH WALES	地方債証券	オーストラリア	6.00	2023年 5月1日	オーストラリアドル	49,800,000	99.62	49,610,760.00	104.69	52,137,612.00	4,465,586,467	1.09
22	VICTORIA	地方債証券	オーストラリア	6.00	2020年 6月15日	オーストラリアドル	50,000,000	99.23	49,615,500.00	103.87	51,935,500.00	4,448,275,575	1.08
23	NEW SOUTH WALES	地方債証券	オーストラリア	6.00	2020年 5月1日	オーストラリアドル	49,900,000	98.77	49,287,282.00	103.60	51,698,895.00	4,428,010,356	1.08
24	RABOBANK NEDERLAND	社債券	オランダ	7.25	2018年 4月20日	オーストラリアドル	50,000,000	99.51	49,757,000.00	101.95	50,975,000.00	4,366,008,750	1.06
25	VICTORIA	地方債証券	オーストラリア	5.50	2024年 12月17日	オーストラリアドル	51,500,000	92.50	47,641,105.00	98.46	50,706,900.00	4,343,045,985	1.06
26	EUROFIMA	特殊債券	国際機関	6.25	2018年 12月28日	オーストラリアドル	49,600,000	99.11	49,159,056.00	101.97	50,577,120.00	4,331,930,328	1.06
27	CFS RETAIL	社債券	オーストラリア	7.25	2016年 5月2日	オーストラリアドル	48,000,000	99.31	47,669,720.00	102.78	49,336,800.00	4,225,696,920	1.03
28	KFW	特殊債券	ドイツ	6.25	2019年 12月4日	オーストラリアドル	48,217,000	98.12	47,313,952.52	102.24	49,297,060.80	4,222,293,257	1.03
29	JPMORGAN CHASE	社債券	アメリカ	6.75	2015年 3月11日	オーストラリアドル	48,400,000	99.23	48,027,320.00	101.29	49,024,360.00	4,198,936,434	1.02
30	SPI ELECTRICITY&GAS	社債券	オーストラリア	7.50	2017年 9月25日	オーストラリアドル	46,170,000	99.20	45,802,486.80	103.40	47,742,550.20	4,089,149,424	1.00

(注) オーストラリアドル表示

[次へ](#)

## 投資有価証券の種類別投資比率

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	100.00
合 計		100.00

## (参考) MHAM豪ドル債券マザーファンド

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
外国	国債証券	26.60
	地方債証券	18.01
	特殊債券	7.44
	社債券	44.73
合 計		96.80

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) MHAM豪ドル債券マザーファンド

種類	取引所等	資産名	建別	数量	簿価金額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	シドニー先物取引所	AU 10Y 1109	売建	1,507	13,666,787,228	14,014,074,363	3.43
	シドニー先物取引所	AU 03Y 1109	売建	201	1,791,035,519	1,792,302,900	0.43

## (注) 時価の算定方法

計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場により評価しております。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

平成23年7月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	平成16年4月20日	14,615	14,670	1.0583	1.0623
第2特定期間	平成16年10月20日	23,184	23,285	1.0410	1.0455
第3特定期間	平成17年4月20日	28,793	28,913	1.0766	1.0811
第4特定期間	平成17年10月20日	32,319	32,462	1.1241	1.1291
第5特定期間	平成18年4月20日	32,758	32,904	1.1224	1.1274
第6特定期間	平成18年10月20日	37,910	38,082	1.1020	1.1070
第7特定期間	平成19年4月20日	53,141	53,375	1.1347	1.1397
第8特定期間	平成19年10月22日	69,658	69,993	1.0411	1.0461
第9特定期間	平成20年4月21日	78,108	78,505	0.9825	0.9875
第10特定期間	平成20年10月20日	61,572	61,986	0.7438	0.7488

第11特定期間	平成21年4月20日	68,367	68,830	0.7389	0.7439
第12特定期間	平成21年10月20日	88,638	89,373	0.8441	0.8511
第13特定期間	平成22年4月20日	137,761	138,900	0.8464	0.8534
第14特定期間	平成22年10月20日	182,096	183,759	0.7663	0.7733
第15特定期間	平成23年4月20日	211,584	213,387	0.8212	0.8282
	平成22年7月末日	160,850		0.7683	
	平成22年8月末日	166,113		0.7493	
	平成22年9月末日	186,839		0.7962	
	平成22年10月末日	183,875		0.7675	
	平成22年11月末日	190,634		0.7805	
	平成22年12月末日	196,079		0.7872	
	平成23年1月末日	197,514		0.7720	
	平成23年2月末日	204,649		0.7825	
	平成23年3月末日	214,451		0.8111	
	平成23年4月末日	216,938		0.8414	
	平成23年5月末日	215,945		0.8201	
	平成23年6月末日	221,778		0.8136	
	平成23年7月29日	228,807		0.8048	

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

#### 分配の推移

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0200
第2特定期間	0.0270
第3特定期間	0.0270
第4特定期間	0.0290
第5特定期間	0.0300
第6特定期間	0.0600
第7特定期間	0.0900
第8特定期間	0.1200
第9特定期間	0.0300
第10特定期間	0.0300
第11特定期間	0.0300
第12特定期間	0.0320
第13特定期間	0.0420
第14特定期間	0.0420
第15特定期間	0.0420

#### 収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1特定期間	7.83
第2特定期間	0.92
第3特定期間	6.01
第4特定期間	7.11
第5特定期間	2.52

第6特定期間	3.53
第7特定期間	11.13
第8特定期間	2.33
第9特定期間	2.75
第10特定期間	21.24
第11特定期間	3.37
第12特定期間	18.57
第13特定期間	5.25
第14特定期間	4.50
第15特定期間	12.65

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 小数点第3位四捨五入。

(注3) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

#### (4) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	14,383,840,000	573,150,000	13,810,690,000
第2特定期間	9,511,790,000	1,051,050,000	22,271,430,000
第3特定期間	6,150,540,000	1,677,160,000	26,744,810,000
第4特定期間	4,457,240,000	2,450,040,000	28,752,010,000
第5特定期間	2,825,780,000	2,392,980,000	29,184,810,000
第6特定期間	6,615,135,472	1,398,240,899	34,401,704,573
第7特定期間	14,178,636,488	1,748,051,636	46,832,289,425
第8特定期間	22,007,123,380	1,932,868,296	66,906,544,509
第9特定期間	14,952,552,912	2,361,885,331	79,497,212,090
第10特定期間	8,726,649,304	5,437,474,516	82,786,386,878
第11特定期間	12,185,343,621	2,441,307,370	92,530,423,129
第12特定期間	17,045,576,915	4,561,178,552	105,014,821,492
第13特定期間	64,815,553,474	7,060,608,489	162,769,766,477
第14特定期間	86,700,736,490	11,836,121,596	237,634,381,371
第15特定期間	56,206,978,074	36,192,436,553	257,648,922,892

(注) 第1特定期間の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

#### 参考情報

(2011年7月29日現在)



## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2011年 7月	70円
2011年 6月	70円
2011年 5月	70円
2011年 4月	70円
2011年 3月	70円
直近1年間累計	840円
設定来累計	6,720円

設定来:2003年10月30日以降

## 主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

## &lt;資産の組入比率&gt;

資産の種類	国内/外国	比率(%)
債券	外国	96.8
現金・預金・その他の資産		3.2
合計		100.0

(その他の資産の投資状況)  
 債券先物取引(売建)3.9%

## &lt;組入上位10銘柄&gt;

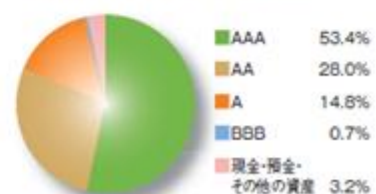
組入銘柄数100銘柄

順位	銘柄名	種類(種別)	国/地域	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	オーストラリア国債	国債証券	オーストラリア	オーストラリアドル	6.50	2013年 5月15日	15.4
2	クィーンズランド州	地方債証券	オーストラリア	オーストラリアドル	6.00	2016年 4月21日	5.2
3	オーストラリア国債	国債証券	オーストラリア	オーストラリアドル	6.25	2015年 4月15日	4.9
4	オーストラリア国債	国債証券	オーストラリア	オーストラリアドル	5.75	2022年 7月15日	4.6
5	クィーンズランド州	地方債証券	オーストラリア	オーストラリアドル	6.25	2020年 2月21日	3.2
6	西オーストラリア州	地方債証券	オーストラリア	オーストラリアドル	7.00	2019年 10月15日	2.1
7	オーストラリア&ニュージーランド銀行グループ	社債券	オーストラリア	オーストラリアドル	6.75	2014年 11月10日	2.1
8	ウェストバンク銀行	社債券	オーストラリア	オーストラリアドル	7.25	2020年 2月11日	2.0
9	オーストラリア&ニュージーランド銀行グループ	社債券	オーストラリア	オーストラリアドル	6.75	2016年 5月 9日	2.0
10	ドイツ復興金融公庫	特殊債券	ドイツ	オーストラリアドル	7.50	2011年 8月26日	1.6

## &lt;種類別組入比率等&gt;



## &lt;格付け別組入比率等&gt;



※格付けはS&P社、Moody's社のうち、高い方の格付けを採用しています。  
 (表記方法はS&P社に準拠)

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、基準価額(分配金再投資ベース)をもとに計算したものです。  
 ※2002年はベンチマークの収益率を表示しています。なお、ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 ※ベンチマークの暦年の基準は、ファンドの基準価額との比較を考慮し、国内の営業日を基準にした収益率です。  
 ※2003年は設定日(10月30日)から年末までの収益率、2011年は1月から7月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

#### 2 ファンドの現況

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

#### 純資産額計算書（平成23年7月29日現在）

資産総額（円）	229,267,308,001
負債総額（円）	459,520,333
純資産総額（ - ）（円）	228,807,787,668
発行済口数（口）	284,297,419,096
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.8048

#### （参考）MHAM豪ドル債券マザーファンド

資産総額（円）	409,608,348,043
負債総額（円）	1,332,489,392
純資産総額（ - ）（円）	408,275,858,651
発行済口数（口）	208,702,120,266
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.9563

### 第三部 【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

##### (1) 資本金の額

<u>平成23年4月30日現在</u>	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 会社の機構(平成23年4月30日現在)

会社の組織図

(略)

運用の基本プロセス

(略)

< 訂正後 >

##### (1) 資本金の額

<u>平成23年7月31日現在</u>	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 会社の機構(平成23年7月31日現在)

会社の組織図

(略)

運用の基本プロセス

(略)

#### 2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」については、下記の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成23年7月29日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	279,208,763,538

追加型株式投資信託	219	1,797,441,258,583
追加型金銭信託受益権投資信託	12	16,541,585,089
単位型株式投資信託	40	65,711,499,162
合計	286	2,158,903,106,372